



## 「全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達訓練」を実施します！

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、内閣官房・消防庁が主催する「全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練」が実施されます。

この訓練では、市内に設置してある防災行政無線およびたかはぎ FM から、一斉に訓練放送が流れます。

**【日時】 2月17日（水）午前11：00ごろ**

○問合せ 危機対策課 ☎23-2215

## たかはぎ小規模企業者・個人事業主応援給付金（高萩市単独支援）

市では、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている事業者のみなさんを支えるために、下記のとおり応援給付金を給付します。

給付対象者	①「たかはぎ小規模企業者・個人事業主応援補助金」の交付を受けた人 ② ①以外の人で、市内に事業所を有し、次の要件に該当する小規模企業者・個人事業主 （おおむね常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者） ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月からのいずれか連続する3か月の売上高が前年の同じ月と比較して20%以上減少している人 ※①、②とも県の営業時間短縮要請に伴う「協力金」を受けておらず、今後も受ける予定のない人が対象となります。
給付額	対象1事業者あたり10万円（1回限り）
申請期間	2月28日（日）まで ※当日消印有効
申請方法	（原則郵送） 【申請書の取得方法】 観光商工課および商工会で配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。 【提出先】 〒318-8511（住所不要）高萩市役所 観光商工課 宛



○問合せ 観光商工課 ☎23-7316

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者や同世帯の人は、収入のない人も市・県民税の申告が必要です！

保険税（料）の軽減や高額療養費の自己負担限度額を判定するためには、世帯全員の所得金額などの確認が必要となりますので、収入のない人や、**収入が『遺族年金』や『障害年金』のみの人**も申告をしてください。

【申告が必要な場合の例】

- ・収入が「遺族年金」や「障害年金」などの非課税年金のみである（自身の国民年金や厚生年金は受給していない）
- ・無職だったため収入がない（どなたかの扶養になっている人を含む）

日時	2月19日（金）～4月16日（金） ※土・日・祝日を除く 【受付時間】 9：00～16：00
場所	保険医療課（市役所1階）
持ち物	◆申告する人と来庁者の印かん ◆申告する人の個人番号（マイナンバー）のわかるもの ◆来庁者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど） ※顔写真のない身分証明書（保険証・介護保険証・国民年金手帳など）は、2点以上必要な場合がありますのでご注意ください。

※マスクの着用や手指の消毒など、感染防止対策にご協力ください。

○問合せ 保険医療課 ☎23-2117

# 県民交通災害共済の受付を開始しました

令和3年度の受付を開始しました。加入希望の人は、下記の申込書に記入の上、会費を添えて総務課（市役所3階）へお申込みください。

なお、見舞金の請求期間は、交通事故による災害を受けた日の翌日から2年以内です。

<b>会 費</b> (令和3年9月30日以降の加入申込者は半額)	◆一般 900円	◆中学生以下 500円 ※令和3年4月1日現在で中学生以下の人
--------------------------------------	----------	---------------------------------

○申込み・問合せ 総務課 ☎23-2119

## 見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死 亡	100万円
2	治療実日数 181 日以上の傷害	30万円
3	治療実日数 151 日以上の傷害	25万円
4	治療実日数 121 日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91 日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61 日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41 日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21 日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8 日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3 日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※治療実日数とは、入院日数、実際に通院治療を受けた日数および往診日数をいいます。

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級または2級の障害を残すことになった場合に給付します。

## ◎加入申込方法および共済期間

所定の申込書に記入の上、会費を添えて総務課（市役所3階）に申し込んでください。団体に加入する方法もありますので、総務課にご相談ください。

共済期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

## ◎対象となる交通事故

共済期間中に日本国内の道路上などを運行中の自動車、バイク、自転車などの接触、衝突、転落、転覆などの事故にともなう人の死傷。

## ◎交通事故にあったら

交通事故にあつたとき（自損事故も含む）は、すぐに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センター所長発行の交通事故証明書を交付してもらるようにしてください（センター所長発行の事故証明書がないと見舞金が制限されます）。

ただし、次の様な事故などの場合は、共済見舞金は給付できません。

### ●共済見舞金の全部

- ①会員もしくは見舞金受取人の故意による事故。
- ②会員が無免許、酒気帯び運転中生じた事故、またはその事実を承知で同乗していた事故。
- ③地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故。

### ●共済見舞金の全部または一部

- ①正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき。
- ②会員または見舞金受取人の重大な過失による事故。
- ③その他、法令に違反し組合長が不適当と認める事故。

加入については、二重加入はできません。

切り取り

## 県民交通災害共済加入申込書

●世帯主氏名		
●住所		
(TEL )		
申込者氏名/生年月日		会 費
		円
明・大・昭・平・令	年 月 日生	
		円
明・大・昭・平・令	年 月 日生	
		円
明・大・昭・平・令	年 月 日生	
		円
明・大・昭・平・令	年 月 日生	
		円
明・大・昭・平・令	年 月 日生	
一 般	中学生以下	合 計
人	人	人
合計金額		
円		